

財 関 第 3 8 7 号
令和 8 年 3 月 31 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 寺岡 光博

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和8年4月1日（ただし、下記第1の2.、第2の2.、第3、第6の3.、第7の2.、第8、第11並びに第13の2.及び4.については同年6月1日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

1. 別紙1-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
2. 別紙1-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第2 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙2-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
2. 別紙2-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第3 特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる

ように改める。

第4 とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第5 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第6 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

1. 次に掲げる様式をこれに対応する別紙6-1のように改める。

税関様式C第1111号

税関様式C第5810号

税関様式C第5811号

税関様式T第1005号

税関様式T第1006号

税関様式T第1210号

2. 別紙6-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

3. 次に掲げる様式をこれに対応する別紙6-3のように改める。

税関様式C第3170号

税関様式C第3171号

税関様式C第3175号

第7 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙7-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

2. 別紙7-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第8 日韓共同開発区域において天然資源を探查し採掘するために必要な装置等の取扱いについて（昭和55年6月13日蔵関第676号）の一部を次のように改正する。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第9 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

別紙9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第10 委託納付の手続等について（平成9年3月31日蔵関第271号）の一部を次のように改正する。

別紙10「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第11 特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）の一部を次のように改正する。

別紙11「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第12 税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成20年10月9日財関第1140号）の一部を次のように改正する。

別紙12「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第13 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙13-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

2. 別紙13-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

3. 別紙13-3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

4. 別紙13-4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

5. 別紙様式M-590号の次に、別紙様式M-591号として別紙13-5のように加える。

第14 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づく特定水産動

植物等の通関の際における取扱いについて（令和4年11月18日財関第843号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙14-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
2. 別紙様式を別紙14-2のように改める。